

平成28年第4回東大和市議会総務委員会記録

平成28年12月15日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	蜂須賀	千雅	君	副委員長	押本	修	君
委員	尾崎	利一	君	委員	大后	治雄	君
委員	関野	杜成	君	委員	中間	建二	君
委員	床鍋	義博	君				

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

議長	関田	正民	君	1番	森田	真一	君
3番	上林	真佐恵	君	19番	東口	正美	君

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	長島	孝夫	君
議事係長	尾崎	潔	君	主任	櫻井	直子	君
主事	須藤	孝桜	君				

出席説明員（2名）

総務部長	広沢	光政	君	総務部参事	東	栄一	君
------	----	----	---	-------	---	----	---

会議に付した案件

- (1) 28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情
- (2) 所管事務調査
市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事
- (3) 特定事件調査
行政視察について

午前 9時30分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） ただいまから平成28年第4回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（蜂須賀千雅君） 初めに、28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いただきます。

○議会議務局長（長島孝夫君） 読み上げます。

28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情

○委員長（蜂須賀千雅君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（中間建二君） 自由討議ですけれども、審査の前提としてちょっと一言委員長に申し上げておきたいんですけれども、今回のこの陳情なんですけれども、過日東大和市議会の議会運営委員会の中でさまざまな経緯を経て陳情審査を当市議会また各常任委員会で受けるかどうかということについて協議を行い、一定の合意を得たというふうに認識しております。

今回のこの陳情の内容を見たときに、まさにその南スーダンから自衛隊を直ちに撤退させるっていう判断を東大和市議会に求めているわけなんですけれども、それが果たして私たち市議会がこの内容を判断ができるのかどうか、そもそも。いわゆる報道、テレビ、ニュース、新聞等の報道は当然知り得る、国や政府がどういう立場をとっているかということは知り得るわけなんですけれども、しかしこの東大和市議会がこの内容についてそもそも判断できるような状況や客観的資料、また例えば現地調査、そういうものも当然できるわけではありませんし、そういうことを踏まえると、やはり議会運営委員会の中でこれは総務委員会として、また東大和市議会として審査すべき案件ではないという判断を私は本来はすべきだったんじゃないかというふうに、この陳情の内容を読んで思ったんですけれども、この点について各委員の意見というよりも委員長の受けとめ、どう受けとめていらっしゃるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○委員長（蜂須賀千雅君） 今中間委員からお話ありましたことに関してですが、きょう議長もいらっしゃっていますし、私も議運の委員ですので、実際きょう説明員が出てないという、これ要は本筋の内容で説明員が出てないということに関しての取り扱いに関して、個人的にはやっぱり議員として考えるところはあるんですが、ただ議会運営委員会として今回に関してはこれを、形としては結果通してしますので、今後議運の委員長を含めて、議長にちょっと、この内容も今中間委員から言われたことも含めて、改めて精査する必要があるのかなというふうに思いますので、総務委員長として議運の委員長を含めて、また議長にもちょっと御相談、今後申し上げたいというふうには思っておりますので、個人的見解を申し上げるわけにはいかないと思いますので、その辺で御了承いただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

○委員（中間建二君） 自由討議ですので私の意見として申し上げましたので、委員長に受けとめていただいたというふうに認識しておりますので、またそのような調整をぜひしていただければと思います。

その上で、今回の陳情に対する自由討議として私の意見を申し上げますと、1つはこの陳情そのもののこの陳情趣旨を読ませていただきますと、事実誤認と思われる内容が幾つも見られます。

例えば上から4行目の「12月11日から「駆けつけ警護」「宿営地の共同防護」を行います」って書いてますけども、これは行うということではなくて、そのような事態が発生をしたときに緊急避難的にはそういうことが制度上できるということが担保されたわけであって、この任務を行うために南スーダンPKOに派遣をするわけではない。ですからここで行いますってこう断定的なことを書いてあること自体がまず大きな事実誤認であるというふうに思います。

それから、PKO参加5原則が規定する条件は完全に崩壊しているということも言っておりますが、これも完全に崩壊していればPKO活動そのもの、60カ国が参加するPKO活動そのものがないわけですから、ましてや国連の判断、要請に基づいて各国が主体的に参加を決めるこのPKO活動の前提条件となるこの参加5原則、これは我が国ですけども、完全に崩壊しているという、これも大きな事実誤認であるかというふうに思います。

それから、憲法9条が禁止する武力行使、これも国際法上は国家対国家の戦争行為を武力行使と指すわけですから、これも南スーダンの事例には全く当たらないというふうに思います。

最後に、この「平和都市宣言を行っている東大和市として見過ごすことはできません」というふうに言っておりますけれど、この平和都市宣言、もう本当にどういうふうに受けとめていらっしゃるのかというのが不思議なんですけども、平和都市宣言の中には「国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含むすべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願う」、これが東大和市の平和都市宣言で、この南スーダンに限らず、このPKO活動そのものはまさに国連が行う、国連憲章でうたわれた集団安全保障を実現し、紛争において平和的解決の基盤を築くことにより、紛争当事者間に間接的に平和的解決を促す国際連合の活動、このように規定をされているこの平和維持活動が、あたかも何か戦争に加担をするような認識、平和に反するような行動をとっている認識、これが全く私は間違っているというふうに思います。PKO活動そのものは1988年にノーベル平和賞まで受賞をした高い国際的な評価を得ている平和維持活動でありますし、このような陳情を採択することは、この国連の平和維持活動もそうですし、ノーベル賞そのものも冒瀆するような行為にも私はつながるかと思っておりますので、このような陳情を採択することは当然あり得ないというふうに受けとめております。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

○委員（尾崎利一君） 今この陳情を審査すべきなのかどうなのかということで提起がありましたので、まずその問題から言わせていただきたいと思っておりますけれども、東大和市議会はこの平和都市宣言を行っている市として、これまでも北朝鮮も含めて、アメリカのときもそうですけれども、核実験等に対してこれに抗議する意見書や決議を上げてきています。これまでも安保法制、戦争法の問題でこれがどうなのかということで審査を行っています。

今回のこの陳情は、先ほど中間委員が言われたこの駆けつけ警護、宿営地の共同防護という問題ですけども、この安保法制とこの問題については非常に密接にかかわっていると。昨年9月に強行されたこの安保法制の中で国際平和協力法が改悪をされ、参加5原則も変えられました。その中で5番目の原則、武器使用は、要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本とするというのに加えて、「受入れ同意が安定的に維持さ

れていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能」となるというふうに変えられています。今起きていることは、この安保法制が強行されたときに、安倍首相は海外で戦争するためのものではないんだと、日本の安全を守る、国民の命を守るための最低限の措置を施したんだと言いましたけれども、現実には起きていることは、南スーダンで自衛隊が銃の引き金を引くかどうかという事態になっているということからいっても、この間審査してきた安保法制の問題、つまりこれまでの政府の憲法解釈を根底から覆して集団的自衛権を可能にする、海外での武力行使に道を開くと、こういう問題が今現実にはここに立ちあらわれてきているという問題だというふうに思います。その点で、憲法を一政権の恣意的解釈で覆すというのは国民の基本的な人権にかかわる大問題ですから、市議会でもその立場できちっと見解をあらわすべきだというふうに思います。

その上で、先ほどPKO参加5原則が規定する条件は完全に崩壊しているというのは事実と違うということが言われましたけれども、参加5原則は5つですよ、参加5原則というぐらいですから。私、持っている資料は「平和安全法制」の概要ということで、内閣官房、内閣府、外務省、防衛省の説明資料ですけれども、5つ書かれています。「紛争当事者間で停戦の合意が成立していること」というふうにされています。これは自衛隊が宿営地を持ち、活動地域としている首都ジュバでこの7月に大規模戦闘が起きたと。これはこの陳情にも書かれていますけれども、これを受けてここで数百人が死亡し、NGOの職員が殺害され、レイプされるという事態があって、このときの駆け付け警護の要請に応えられなかったということで、ケニアの司令官が解任をされてケニア軍が撤退するというのもこの陳情に書かれていますけれども、この7月の大規模戦闘、数百人が死亡したこの戦闘を受けて、11月1日に発表した国連の特別調査報告書の中で、昨年結ばれた和平合意は崩壊しているというふうに述べています。国連自身がこの停戦合意は崩壊しているという認識を示している。

それから、参加5原則の2番目は、「国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること」というふうにありますけれども、これも国連の報告書の中で述べられています。これは11月10日付の国連事務総長の南スーダン報告の中で書かれていますけれども、8月12日から10月25日の期間、国連PKO部隊は46件の地位協定違反を記録したと。いろいろ書かれていますけれども、これはPKO部隊の要員に対する逮捕、拘束、迫害、襲撃、脅迫などがあるというふうに書かれています。かなりの件数でこうした事件が起きているということです。当事者が口で何を言っているかではなくて、実際に何が行われているかで客観的に評価されるべきですが、これらの事態を見れば、紛争当事者が国連PKO部隊を受け入れているということはとても言えないというのが現地の状態です。先ほどのNGOの職員が殺害されたときにも、駆け付け警護に行けなかったわけですけれども、これはそれほどすさまじい事態にあったと、国連が駆けつけても、それが政府軍によって攻撃されるという危険性があったということを示しているわけです。

それから3つ目に、「当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること」というふうに書かれていますけれども、今ルワンダ以降、国連PKOは大きく変質をしまして、停戦合意を見守る中立的な立場をとっているものではありません。現にこの7月の大規模戦闘を受けて、8月には4,000名をさらに増員することを決め、この部隊には先制攻撃の任務も付与するという事態になっています。戦闘主体にPKO部隊がなっているというのがルワンダ以降の国連PKOのあり方になってきているということです。

参加5原則ということで言いましたので、4つ目は「上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場

合には、我が国から参加した部隊は撤収する」ということですから、全てが崩壊しているというのはまさに事実だというふうに思います。

駆けつけ警護をもし現地にもこのまま自衛隊がい続けて、7月のようにNGO職員が襲撃されると、自衛隊のPKO部隊が駆けつけ警護に向かうということになったらどうなるのかということです。これも国連報告書で書かれていますけれども、これは9月19日付、専門家委員会の国連安保理の議長への書簡の中で、7月11日にトレイン・ホテルを多数の政府軍、80人から100人の制服兵士の軍が荒らし回ったと。専門委員会は、加害者らによって襲撃はよく組織されたもので偶発的な暴力、略奪とは考えられないと結論づけたというふうに述べています。ですから駆けつけ警護を行えば政府軍と銃撃戦を戦わせるということになります。その場合、これは今発言があったとおり、政府軍と銃撃戦を戦わせれば、これは武力行使に該当するということになるわけで、陳情にそれも書かれてあるとおりでというふうに思います。

憲法9条を持つ日本がこのまま南スーダンに自衛隊をい続けさせることで憲法を壊すと、国の基本的なあり方を壊す、それから憲法解釈を一内閣が変えてしまうことによって立憲主義、国民の基本的な人権が壊されるという重大な事態を招くことになると思います。その点でこの陳情は採択すべきというふうに考えます。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

○委員（大后治雄君） いろいろな見解があろうかと思いますが、そもそも部隊の展開とか自衛隊の派遣、それから撤収を含めて市の事務ではないんですよね、そもそもね。市の事務ではないものを当市が平和都市宣言を行っているからといって、そのただ一点をもって直ちに撤退させよという立場にあるとは私は思えないんですね。同じように平和都市宣言であるというその一点をもって、一地方議会にすぎない本市議会に判断を強いるというのはちょっと無理筋なんじゃないのかなというふうな思いもあります。

ただ、市議会議員が政治家としてのおのおの責任において国政などさまざまな場所で自由に論ずることは全く否定するものじゃなくて、むしろ大いにすべきと考えるところなんですけども、この場はあくまでも市議会であって、その立場を踏まえて発言すべきだろうというふうに思います。市議会議員として市の事務の範疇でこれを判断するとするならば、本陳情に対しては判断する立場にないとか言いようがないと思うんですよ。

こうした点で、これまで何度となく審査をしてみましたその安保法制問題を初めとします市政執行上最上位の法規範である憲法に対する問題などとは質がそもそも違うんじゃないのかなというふうに思うんです。あくまでも今回のこの南スーダンの話というのは、国家独立を契機とした南スーダンに対するPKO部隊の展開とかというのは、いわゆるイスラミックステートとかアルカイダ等の関係する事案と異なって、そこに自衛隊が展開したからといって直ちに我が国にテロの脅威が及ぶというものでもなく、法律の用語でよく言うところの高度に政治性のある防衛外交問題でありまして、それらに特化した国会においてそもそも判断すべきなんではないのかなというふうに考えるわけなんです。

したがって、この問題は市議会ですら取り上げるというのに果たしてやはり適切なんであろうかというふうな思いがありますので、できれば私はこれは判断したくないというふうに思っています。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

○委員（床鍋義博君） 今大后委員の述べられたこととほぼ一致するんですけども、この陳情が取り上げられてから私も、地方議会とはいえ政治家なのでそれなりに責任はあるというふうに考えるので、かなりいろいろ調べたりもしました。調べるというのも、実は二次情報、三次情報ですよ。実は報道であったりとか、要は

世の中に出ているもので判断するしかなくて、実際に今回質疑をできる状態にはないわけですね。これが国会だったりすると、現地の情報はどうなんだとかということを質疑して、それが本当にこの憲法に合致しているのかどうかということを判断するところを国会の場でできるというふうに思うんですけども、やはりこれをこの市議会の中で詰めて、本当にこれが、じゃ憲法に合致しているのかどうか、これの施策が本当に正しいのかどうかという判断を今私ができるのかといえば、私はできないというふうに思います。

実際にももちろんミサイルの問題って先ほど尾崎利一委員が言ったように、ミサイルの問題だって決議を出しています。それは明らかに個別的なものではあるかもしれないけれども、誰もが反対できないミサイルを発射することに対して誰も賛成する人はいないと思うので、それに対して反対するというのは私はすぐあり得る話であると思いますし、憲法の判断に関してもでき得る範囲の中でこういうふうに考えますよということとは言えるというふうには思ってるんですけども、基本、国政や外交に関して市議会できなかな議論をするというのはちょっとそぐわないっていうのは大后委員と一緒にありまして、国政であっても、例えば教育問題とか生活保護とか年金問題とか、すぐ密接に市に、地方自治体にかかわるものであれば、積極的に国にこういう政策をすべきではないかということ建議するというのもあるのかもしれませんが、今回陳情を読ませていただいて調査を私なりにしたところではちょっと判断しにくいというのが現状です。

そういう意味では、採択、不採択っていえば、この場合陳情に関しては不採択とすべきだなというふうには考えています。内容に関して本当にやっていると、心情的にそうなのかなと思うところもあるんですけども、市議会議員の判断とするならば、ここは不採択なのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

○委員（中間建二君） P K O 5 原則にのっとっているかどうかというような、先ほど御意見もありましたが、これも報道ベースでどう判断するかということになるかと思いますが、政府においてはどのように述べているかといいますと、南スーダンの状態について、当事者については反主流派のうちマシヤール派が武力紛争の当事者であるか否かが判断材料となるけれども、少なくともこのマシヤール派は系統立った組織性を有しているとは言えない、また同派による支配が確立されるに至った地域があるとは言えない、また南スーダン政府と反主流派双方とも事案の平和的解決を求める意思を有している等を総合的に勘案すると、P K O における武力紛争は発生しておらず、マシヤール派が武力紛争の当事者に当たるとも考えていない、このように政府の見解は明確に述べられているところであります。

国連の要請に基づいたP K O、まさに平和維持活動を国連がどのような判断をしていくのか、また日本がその国連の要請を受けてどのような主体的な判断をしていくのかということは当然あるわけですけども、先ほど尾崎委員が若干おっしゃっていたように、ルワンダの内戦等で多くの一般市民が虐殺をされたという大きな反省を踏まえて、これは国家対国家の戦争に加担するというのではなく、当該地域のまさに文民の命をどうやって守り、またその地域の平和を構築していくために国際社会がどのような協力をできるのかという大きな判断のもとでP K O 活動が行われておりますし、また日本政府もあくまでも日本の政府のP K O 活動そのものはまさに治安維持活動そのものが部隊の任務ではなく、道路整備や避難民向けの施設づくり等、まさに民生活動を中心に担っている業務を今自衛隊の皆様はやっていただいているわけでありますので、その点は十分に認識をすべきであるかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

○委員（尾崎利一君） 今政府がどう言っているかということで紹介がありましたけれども、私に言わせれば、国連がもう和平合意は崩壊していると認めているのにそれを認めない。武力衝突は起きているけれども、武力紛争は起きていない。こういう詭弁で現実を認めずに何を狙っているかということが私は問題だと。この間、この委員会でも審査をしてきた安保法制については、憲法が本来権力の手を縛るものであるはずなのに、権力が勝手に憲法解釈を変えることによって、その立憲主義を破壊しているということが大きな論点になってきたわけですが、それが今現実のものになろうとしている。安保法制、戦争法で審査してきた憲法を覆す独裁的な政治、これが今南スーダンの事態で現実のものになろうとしているということが大問題だというふうに思います。だから、私はその大きな延長線上でこの問題は捉えるべき問題だというふうに考えています。それが1つ。

それからもう一つは、アフリカ、南スーダンも含めたこの紛争の根底に貧困があるということは、もうこれは周知の事実ですけれども、アフリカのこの貧困は、やはり政治的独立が一番おくれたっていう状況の中で、先進資本主義諸国が資源の調達先としてしかアフリカを位置づけず、アフリカ経済の自主的発展を阻害してきたという大問題があるわけです。ですから対処療法だけでこのアフリカのさまざまな紛争を解決することは不可能で、アフリカのその自主的な経済発展をどうかち取っていくのかということそのものが最大の鍵を握っている。その点で憲法9条を持つ日本政府がどういう貢献をしていくのか、アフリカ経済の自主的発展、人道支援、そういうところにこそ憲法9条を持つ日本が果たすべき役割はあるというふうに私は思います。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了といたします。

討論を行います。

○委員（大后治雄君） 興市会の大后治雄でございます。

28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情に反対の立場で討論を行います。自由討議で述べたのと重複しますが、御了承いただきたいと思います。

さて、本陳情の趣旨には少なからず賛同すべきところはあるものの、そもそも部隊の展開等は市の事務ではなく、本市が平和都市宣言を行っているからといって、それだけをもってして直ちに撤退させようという立場にあるとまでは言えないのではないかと考えます。同様に、平和都市宣言であるというただ一点をもって、一地方議会にすぎない本市議会に判断を強いるのはおよそ無理筋であります。

ただし、市議会議員が政治家としてのおおの責任において国政などさまざまな場で自由に論ずることは否定するものではなく、むしろ大いにすべきと考えますが、この場はあくまでも市議会であり、立場を踏まえて発言すべきは自明であって、市議会議員として市の事務の範疇で判断とするならば、本陳情に対しては判断する立場にないとしか言いようがありません。

こうした点で、これまで何回となく審査をしてきた安保法制問題を初めとする市政執行上最上位の法規範である憲法に対する問題などは質を異にするものであって、あくまでも国家独立を契機とした南スーダンに対するPKO部隊の展開等は、いわゆるISやアルカイダ等の関係する事案と異なり、そこに展開したからといって直ちに我が国にテロの脅威が及ぶというものでもなく、法律用語で言うところの高度に政治性のある防衛外交問題であり、それらに特化した国会において判断すべきものであると考えます。

したがいまして、現時点ではくみできないことを述べまして討論といたします。

以上であります。

○委員（尾崎利一君） 28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情に賛成の立場で討論します。

陳情趣旨に書かれてあること、一つ一つそのとおりだというふうに考えます。先ほど自由討議でも述べましたが、これは昨年9月に強行された安保法制、いわゆる戦争法の審査、この場でも行いました。これが一内閣が恣意的に憲法解釈を変えることによって、憲法の上に安倍政権が君臨するという事態をつくり出し、憲法9条を事実上壊していくという道を開いたものだというふうに考えます。

そして、その1つの大きな帰結として南スーダンのPKO派遣の問題がある。今12月、私の記憶だと12月12日から駆けつけ警護、宿营地共同防護の任務が付与されたというふうに考えていますけれども、このことによって、しかも南スーダンが国連が認めているように内戦状態にあり、和平合意も崩壊する。そして政府軍が国連職員を襲撃し、殺害し、レイプする、こういう事態のもとでこういう任務を付与するというのが、憲法に基づく日本の政治そのものを壊す重大問題だというふうに思います。つけ加えて言えば、自衛隊の皆さんは自分の家族、国民の命を守りたいということで自衛隊に入隊されたと思いますけれども、その方々が安倍首相の野望のために日本の安全ともかかわりのない南スーダンで銃の引き金を引き、殺し殺される戦場に身を置くことになるというようなことは、到底許すことができないというふうに考えます。

したがって、この陳情に賛成するものです。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

28第46号陳情 南スーダンPKOに派遣の自衛隊を直ちに撤退させることを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時 7分 休憩

午前10時 9分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から平成28年9月から平成28年11月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、御確認願います。

この資料について、質疑等あれば御発言をお願いいたします。

特に御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 特に質疑がないということですので、以上で本件の報告を終了といたします。

ここで説明員退席のため、暫時休憩をいたします。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りをいたします。

本委員会において、閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査〔行政視察〕のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りをいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りをいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付をいたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（蜂須賀千雅君） これをもって、平成28年第4回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時11分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 蜂 須 賀 千 雅